

**令和２年度
意匠審査の質についての
ユーザー評価調査報告書**

**令和２年９月
特許庁**

目次

1. はじめに	2
2. 本調査の概要	3
(1) 本調査の目的	3
(2) 調査方法	3
①調査方法の概要	3
②調査対象	3
③調査票	4
(3) 回答率	4
3. 集計結果	6
(1) 意匠審査全般の質に関する評価（全体評価）について	6
(2) 意匠審査の質に関する個別項目の評価について	7
(3) 他国特許庁との比較について	12
(4) 意匠審査の質に関するコメントについて	13
4. 集計分析	14
(1) 分析手法	14
(2) 分析結果	14
(3) 評価の向上に向けて取組むべき項目	16
①昨年度からの取組に対する効果	16
②今後取組むべき項目	16
5. 今後のユーザー評価調査に向けて	18
(付録) 令和2年度調査票	19

1. はじめに

意匠創作の奨励と我が国産業の健全な発展を目的とする意匠制度においては、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進にも資する、国際的に信頼される質の高い意匠審査が求められています。そして、質の高い意匠審査を遂行するためには、制度ユーザー（出願人や権利行使の対象となり得る第三者等）のニーズや期待を適切に把握しながら、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。この品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げています。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、平成24年度に特許分野においてユーザー評価調査を開始、平成27年度からはこれを意匠分野にも拡大し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

6年目となる令和2年度の調査では、意匠審査についての具体的なニーズや期待についての経年変化を把握しやすくできるよう、調査手法に改善を加えています。

本調査結果は、多くのユーザーの方の協力の下に得られた貴重な情報であり、特許庁は、本調査結果に基づいて、意匠審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組めます。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告します。

2. 本調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（P D C Aサイクル）」において、意匠審査業務の評価（C H E C K）として位置付けられます。また、本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

(2) 調査方法

①調査方法の概要

日本意匠分類のグループ毎（A～M）の意匠登録件数上位の国内外の出願人、代理人を中心に選定した調査対象者（下記②）に、令和元年度の意匠審査全般の質に関するユーザーからの評価をオンラインで調べるための調査票情報（下記③を参照）を送付しました。

4月28日から5月15日の間に調査票情報を送付し、7月10日までの回答を依頼しました（なお、本報告書では返送期限である7月10日を超えた7月12日迄に到着した回答を集計しています。）

②調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表1に記載のとおりです。

【表1】 調査対象者・調査対象案件の選定方法

項 目		内 容
調査対象者	内国出願人	平成30～令和元年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～M）の意匠登録件数上位の内国出願人であって、意匠登録出願の審査が令和元年度に行われた者
	在外出願人	平成30～令和元年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～M）の意匠登録件数上位の在外出願人であって、意匠登録出願の審査が令和元年度に行われた者の国内代理人
調査対象者数		合計349者 ¹

¹ 当初の調査対象者350者のうちの1者が調査開始前の吸収合併により消滅していたことが、調査開始後に判明した。そのため、調査対象者数は349者となる。

③調査票（巻末の付録を参照）

令和２年度の調査では、回答者の負担の軽減のため、オンラインでのアンケート調査を実施しました。これにより、回答者が、従前、記入済みの調査票を電子メールで特許庁に送付していた手間を省くことができました。

また、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

評価は、調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価にて回答を依頼しました。

また、自由記入欄を設けて、評価の理由やその他ご意見等の記入を可能としました。

（３）回答率

調査票の回答率は、以下のとおりです。

回答率：82.8%（回答数：２８９件（内国出願人１２８件、在外出願人２４件、無記名１３７件））

【表２】 調査票の回答結果（括弧内は昨年度）

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	299	50	－	349 (349)
アンケート回答件数	128	24	137	289 (313)
回答率	42.8%	48.0%	－	82.8% (89.7%)

【表３】 内国出願人の企業規模別回答結果

	大企業	中小企業 ²	無記名	合計
アンケート送付件数	235	64	－	299
アンケート回答件数	103	25	119	247

²中小企業基本法第２条第５項を基礎として、資本金の額が３億円以下並びに従業員数が３００人以下を中小企業としてカウントしています。

【表4】内国出願人回答者数の意匠分類グループ内訳

	意匠分類グループ ³	回答者数	割合
内国 出願人	A 製造食品及び嗜好品	0	0.0%
	B 衣服及び身の回り品	9	3.1%
	C 生活用品	10	3.5%
	D 住宅設備用品	13	4.5%
	E 趣味娯楽用品及び運動競技用品	3	1.0%
	F 事務用品及び販売用品	17	5.9%
	G 運輸又は運搬機械	15	5.2%
	H 電気電子機械器具及び通信機械器具	22	7.6%
	J 一般機械器具	8	2.8%
	K 産業機械器具	11	3.8%
	L 土木建築用品	14	4.8%
	M A～L に属さないその他の基礎製品	6	2.1%
在外出願人		24	8.3%
無記名		137	47.4%
合計		289	100.0%

³ 調査対象者である国内出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合、平成 30 年度～令和元年度に最も登録件数の多かった意匠分類グループにカウントしています。

3. 集計結果

(1) 意匠審査全般の質に関する評価（以下、全体評価）について

表5及び図1⁴は、平成27年度の調査開始時からの全体評価について、5段階評価を集計したものです。本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示します。各年度の調査は「昨年度の審査の質についての評価」を問うものなので、例えば「令和2年度調査」は「令和元年度の意匠審査全般の質についての評価」を調査するものです。

今年度は「満足」と「比較的満足」の評価（以下、上位評価）を合わせると64.4%（昨年度59.1%）であり、「満足」と「比較的満足」の評価が共に昨年度より増加しました。また、「不満」と「比較的不満」の評価（以下、下位評価）の割合は3.5%（昨年度4.9%）となり、昨年度より減少しました。よって、今年度の調査の結果「令和元年度」の意匠審査全般の質は調査開始以来、最も高い評価を得ました。

【表5】 全体評価

5段階評価	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	無回答	合計
回答数	52	134	93	9	1	0	289
割合	18.0%	46.4%	32.2%	3.1%	0.3%	－	100%

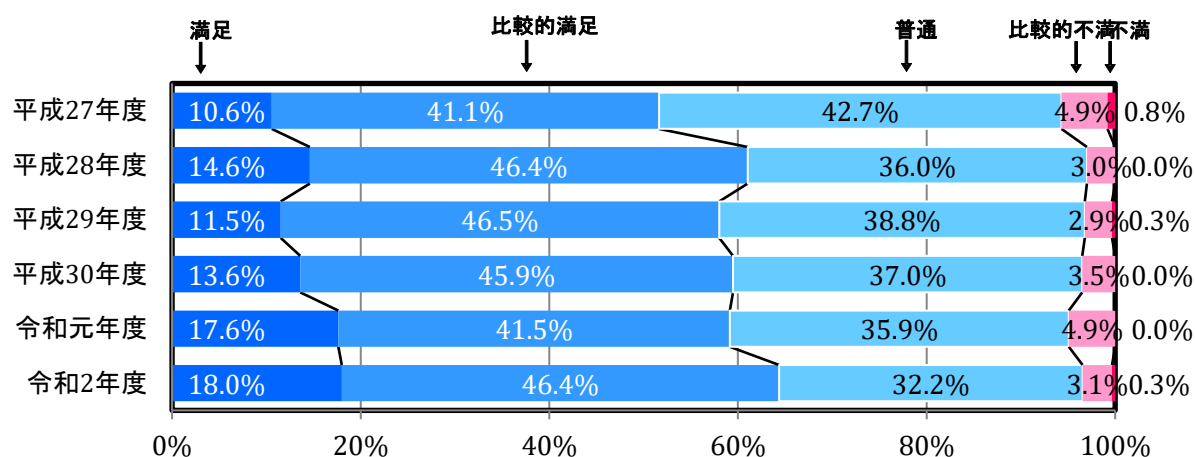


図1 意匠審査全般の質（全体評価）⁵

⁴ 当報告書においては、「無回答」及び「やりとりを行なった経験がない／わからない」という回答を除いて各回答割合を示しています。

⁵ 当報告書のグラフでは、パーセンテージの小数第2位を四捨五入した数値を記載しているため、グラフの表記上、合計が100%ならない年度があります。

（２）意匠審査の質に関する個別項目の評価について⁶

昨年度と同様に、意匠審査に関する以下の７つの個別項目について、５段階評価で集計しました。図２は評価の割合を示し、図３は評価の度数分布を示します。図４～図１０は各個別項目の評価の割合の経年変化を表します。

- ・『拒絶理由通知等の記載』（図４）
- ・『拒絶査定に記載』（図５）
- ・『判断の均質性』（図６）
- ・『先行意匠調査』（図７）
- ・『専門知識レベル』（図８）
- ・『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』（図９）
- ・『国際意匠登録出願の審査全般の質（以下、「国際意匠登録出願」）』（図１０）

７つの個別項目中、以下の４つの項目において昨年度よりも評価の向上があったものとみられました。

『拒絶理由通知等の記載』：上位評価 +3.1 ポイント

『判断の均質性』：上位評価 +3.6 ポイント、
下位評価 -2.2 ポイント

『専門知識レベル』：上位評価 +6.5 ポイント、
下位評価 -5.0 ポイント

『国際意匠登録出願』：上位評価 +8.0 ポイント

このうち『判断の均質性』及び『国際意匠登録出願』の項目は、いずれも調査開始以降順調に上位評価の割合が増加しており、今年度の調査において『判断の均質性』は 50.4%、『国際意匠登録出願』は 57.1%となりました。

その他の項目では、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』について、上位評価は近年減少傾向がみられるものの、今年度も 72.7%と 70%以上の高水準を継続しています。かつ、今年度は下位評価が「不満」0%、「比較的不満」0.7%（一者）と極めて低い水準となり、「普通」以上の評価が 99.3%と圧倒的多数を占めました。

『拒絶査定に記載』及び『先行意匠調査』については、上位評価の割合はほぼ昨年同様となっています。

⁶ 「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

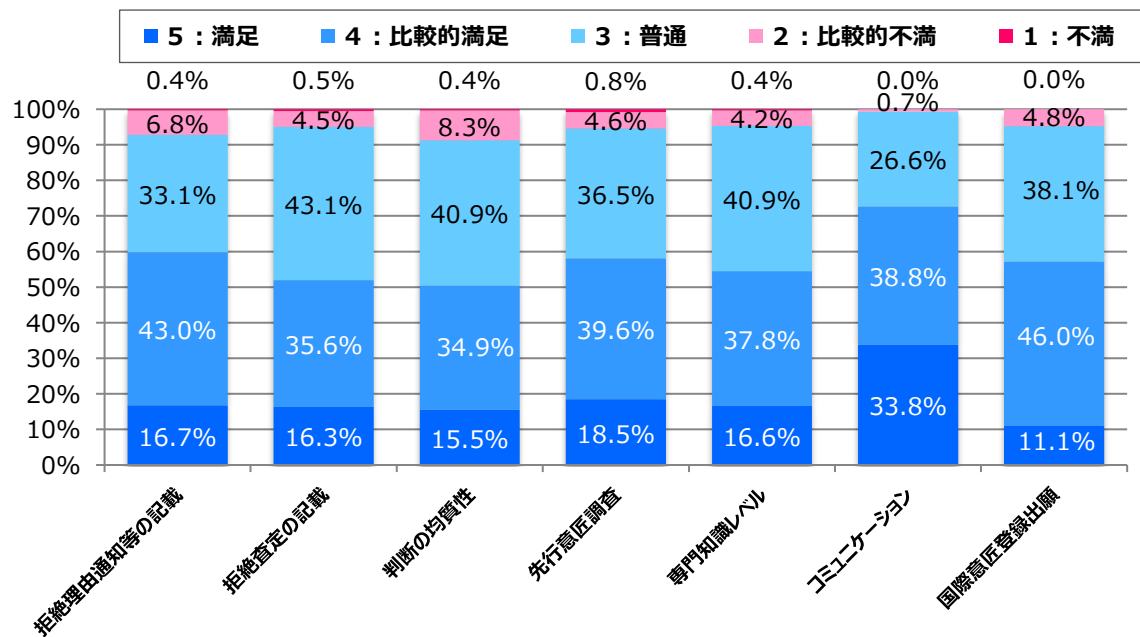


図 2 個別項目への評価の割合

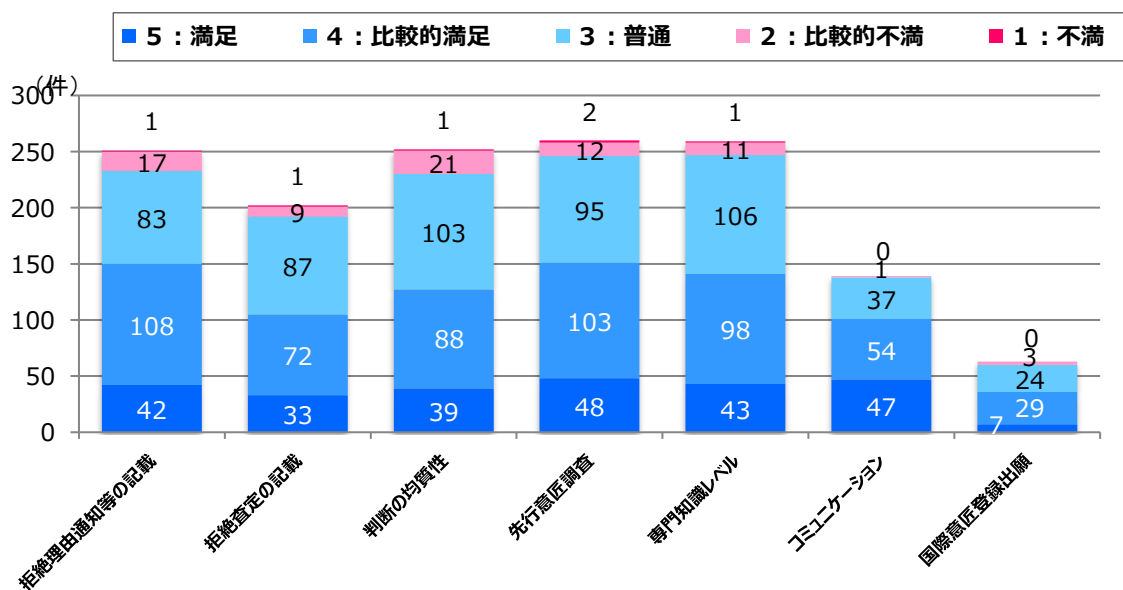


図 3 個別項目への評価の度数分布

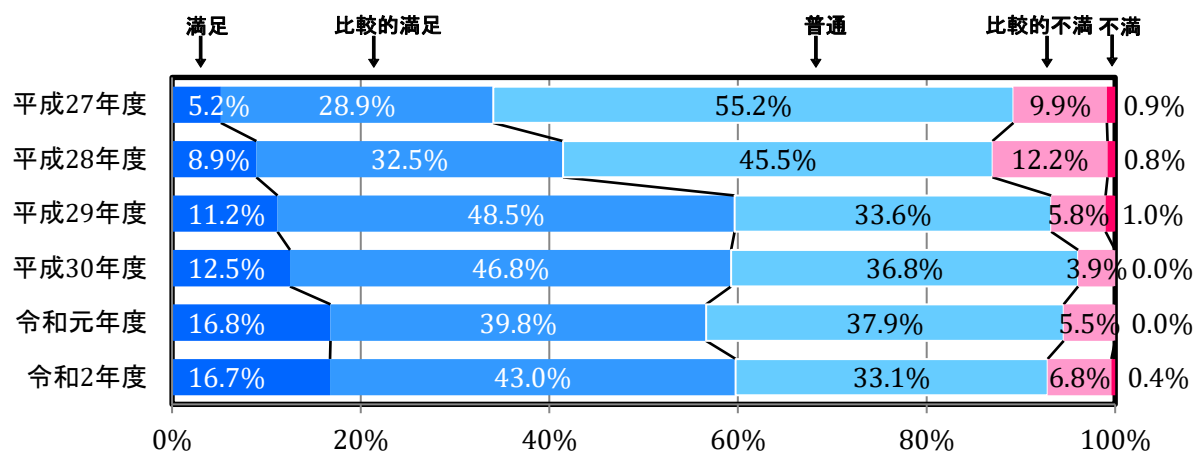


図4 拒絶理由通知等の記載

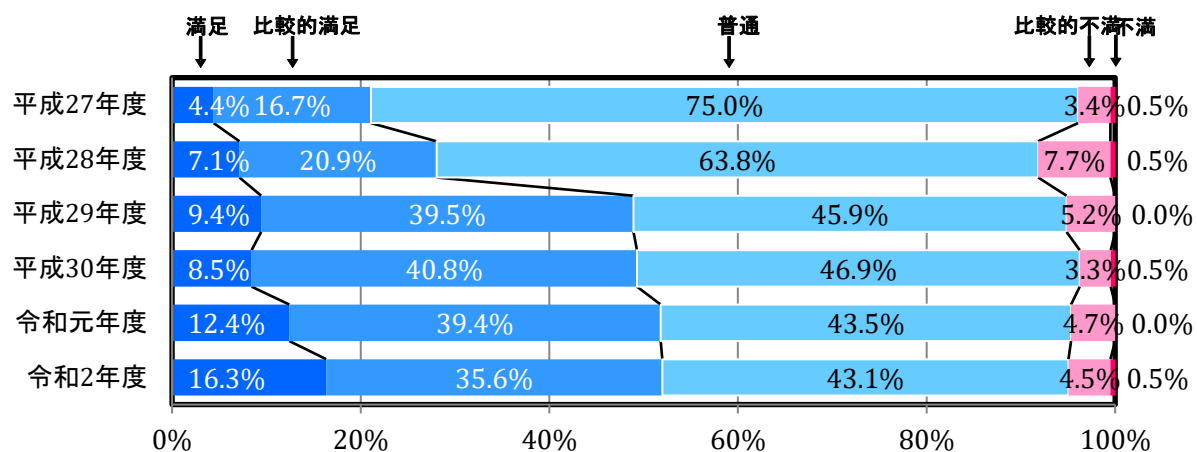


図5 拒絶査定の記載

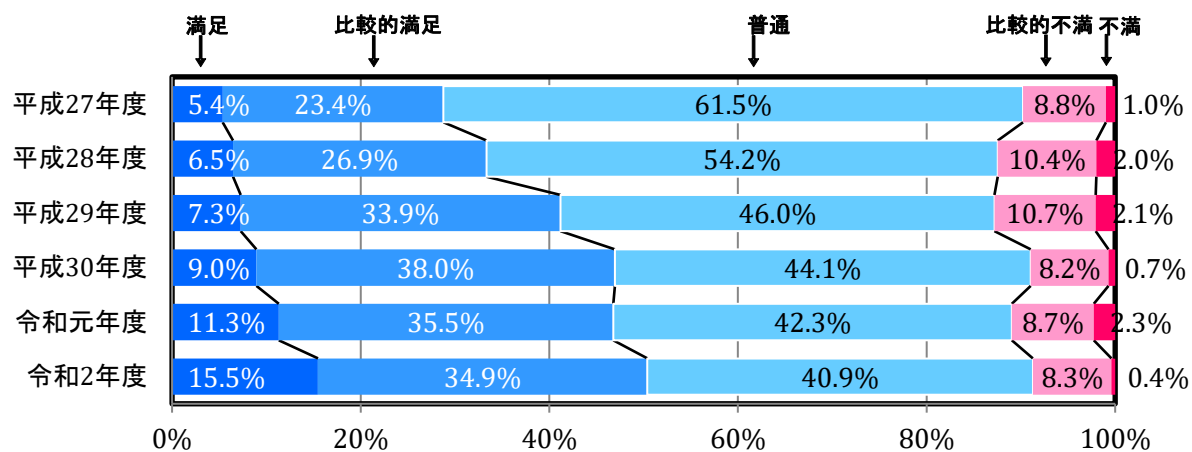


図6 判断の均質性

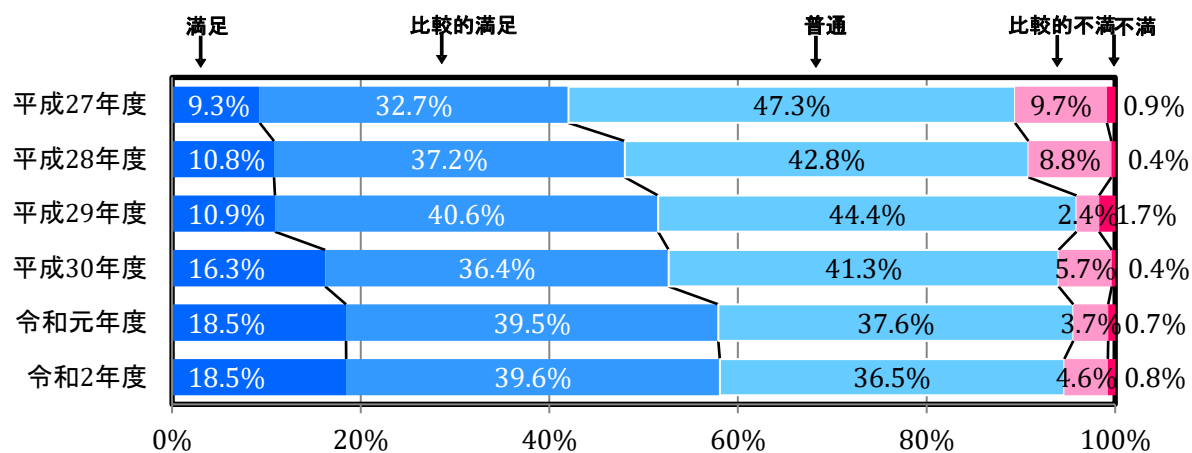


図7 先行意匠調査

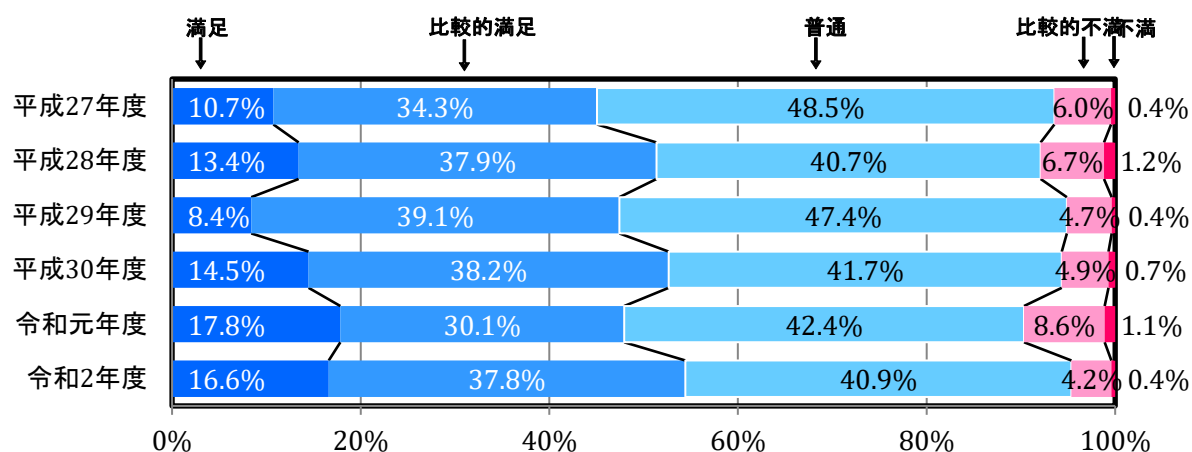


図8 専門知識レベル

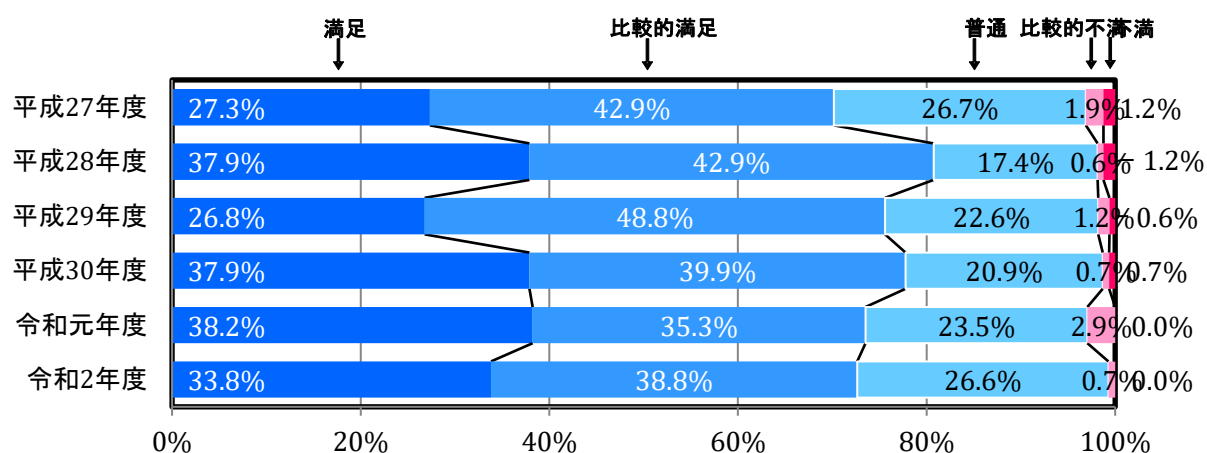


図9 面接・電話等における審査官とのコミュニケーション

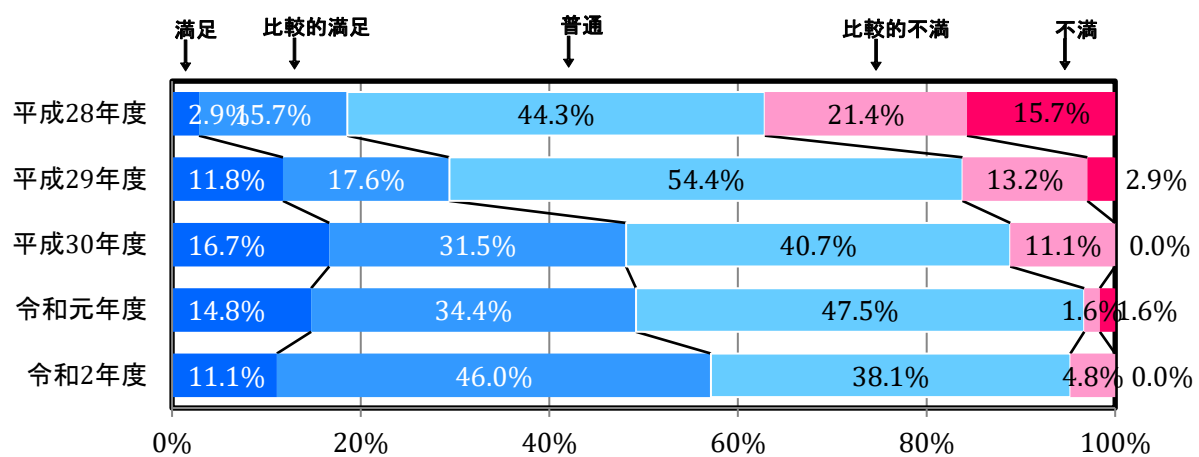


図 10 国際意匠登録出願の審査全般の質

（３）他国特許庁との比較について

図１１は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び韓国特許庁（KIPO）の三庁における意匠審査の質に関して、優れている（または望ましい）と感じる観点項目ごとに回答者数を庁別に集計したものです⁷。

『実体審査の実施』の項目については、他庁よりも日本国特許庁が優れている（または望ましい）との回答が63者（回答者全体の76.8%）と高い評価になりました。次いで、『拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ』、『判断の均質性』、『サーチ（先行意匠調査）の的確性』について日本国特許庁を選択した者が多く、これらの項目に対する評価は、『実体審査の実施』に対する高評価を裏打ちするものとなっています。

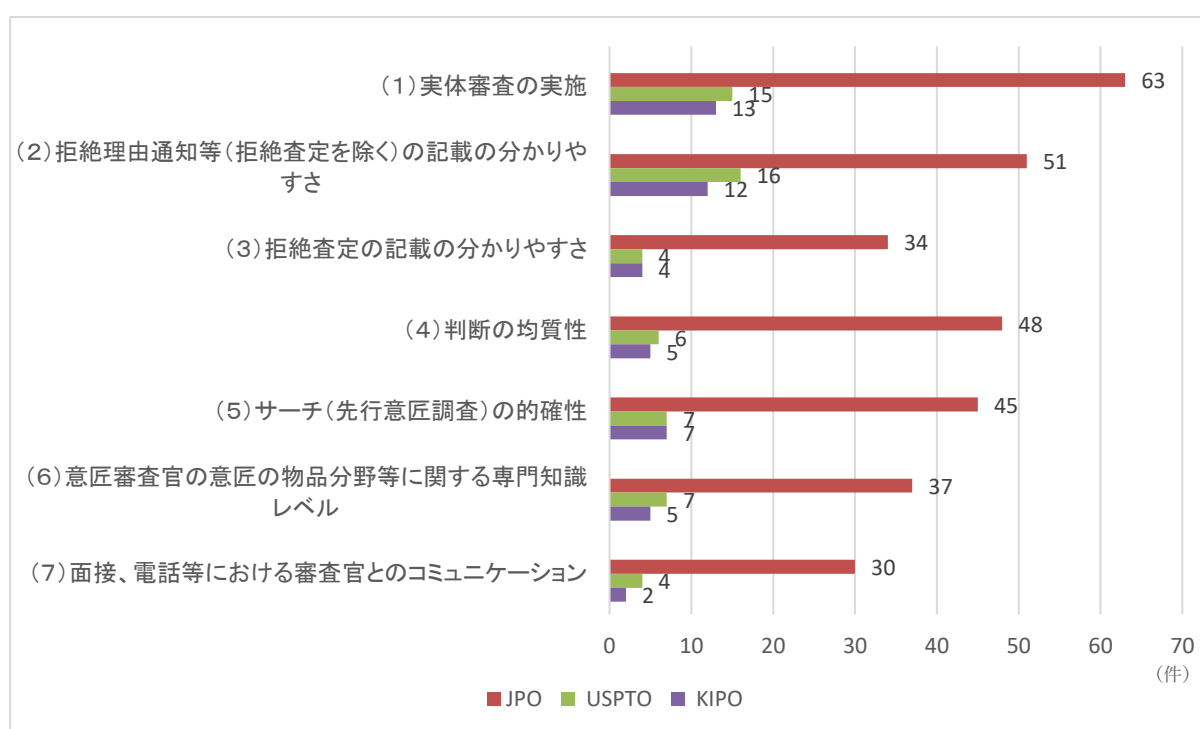


図１１ 三庁における意匠審査の質について優れている（または望ましい）と感じる観点項目別の回答集計結果

⁷ いずれかの庁について「意匠登録出願をした経験がない／わからない」と回答した者を除く82者からの回答（当てはまる庁を全て選択）を集計したものです。

（４）意匠審査の質に関するコメントについて

図１２は、全体評価及び個別項目の質の自由記入欄におけるコメントの件数を分類して集計したものです。

『拒絶理由通知書等の記載』に関するコメントが最も多く（１５件）、次に『判断の均質性』（１４件）、『意匠審査の質全般（全体評価）』及び『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』（共に１０件）という順になりました。

『意匠審査の質全般（全体評価）』、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』に関しては肯定的なコメントがほとんどを占めた一方、『拒絶理由通知書等の記載』、『判断の均質性』に関しては肯定的コメントだけでなく、「判断根拠の記載不足」、「文章が理解し難い」といった否定的なものもみられました。

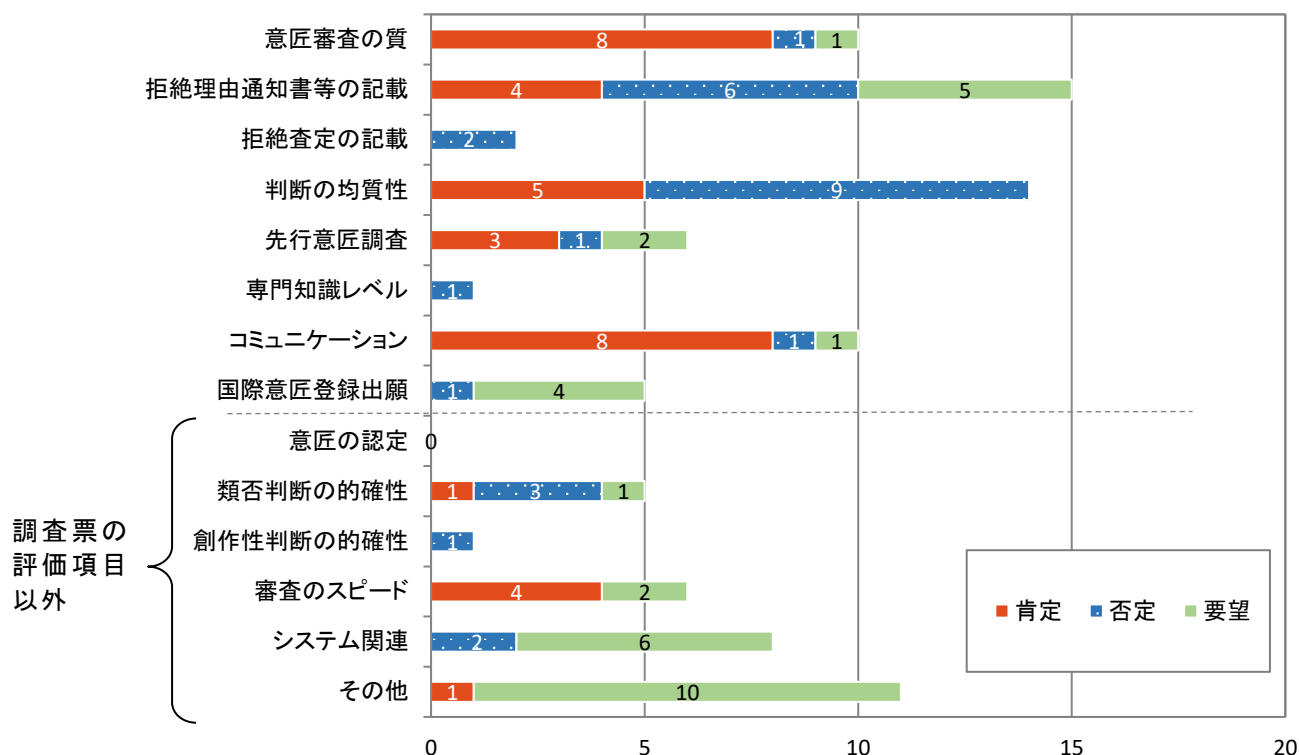


図１２ 自由記入欄のコメントの内訳

4. 集計分析

(1) 分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に取り組んでいくにあたり、特に注力すべき項目を検討するため、個別項目に対する評価と全体評価との関係について分析しました。分析方法としては、全体評価に対する評価と、個別項目の評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

(2) 分析結果

意匠審査に関する全体評価と個別項目との相関

表6及び図1-3は、「各個別項目の評価の平均値」と「個別項目の評価及び全体評価」の相関係数を示したものです。『国際意匠登録出願（相関係数0.43）』を除いた6つの項目が、全体評価に対して一定の相関が認められる相関係数0.5以上となりました。

そのうち特に相関が大きい項目は、『判断の均質性（相関係数0.66）』及び『拒絶理由通知等の記載（相関係数0.66）』となっています。特に、『判断の均質性』は、昨年度よりも相関係数が増大し、『拒絶理由通知の記載』と並んだことから、この項目が今年度の全体評価の向上に大きく寄与したものと考えられます。

その他の項目では、『先行意匠調査（相関係数0.59）』、『専門知識レベル（相関係数0.62）』及び『国際意匠登録出願』は昨年度より相関係数が減少した一方、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション（相関係数0.55）』は昨年度より大きくなっています。

【表6】 個別項目の評価の平均値及びこれらの全体評価との相関係数⁸

評価項目	評 価（平均）		全体評価との相関係数	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
拒絶理由通知等の記載	3.69	3.68	<u>0.66</u>	0.70
拒絶査定に記載	3.63	3.60	<u>0.63</u>	0.59
判断の均質性	3.57	3.45	<u>0.66</u>	0.62
先行意匠調査	3.70	3.71	<u>0.59</u>	0.66
専門知識レベル	3.66	3.55	<u>0.62</u>	0.66
コミュニケーション	4.06	4.09	<u>0.55</u>	0.50
国際意匠登録出願	3.63	3.59	<u>0.43</u>	0.49

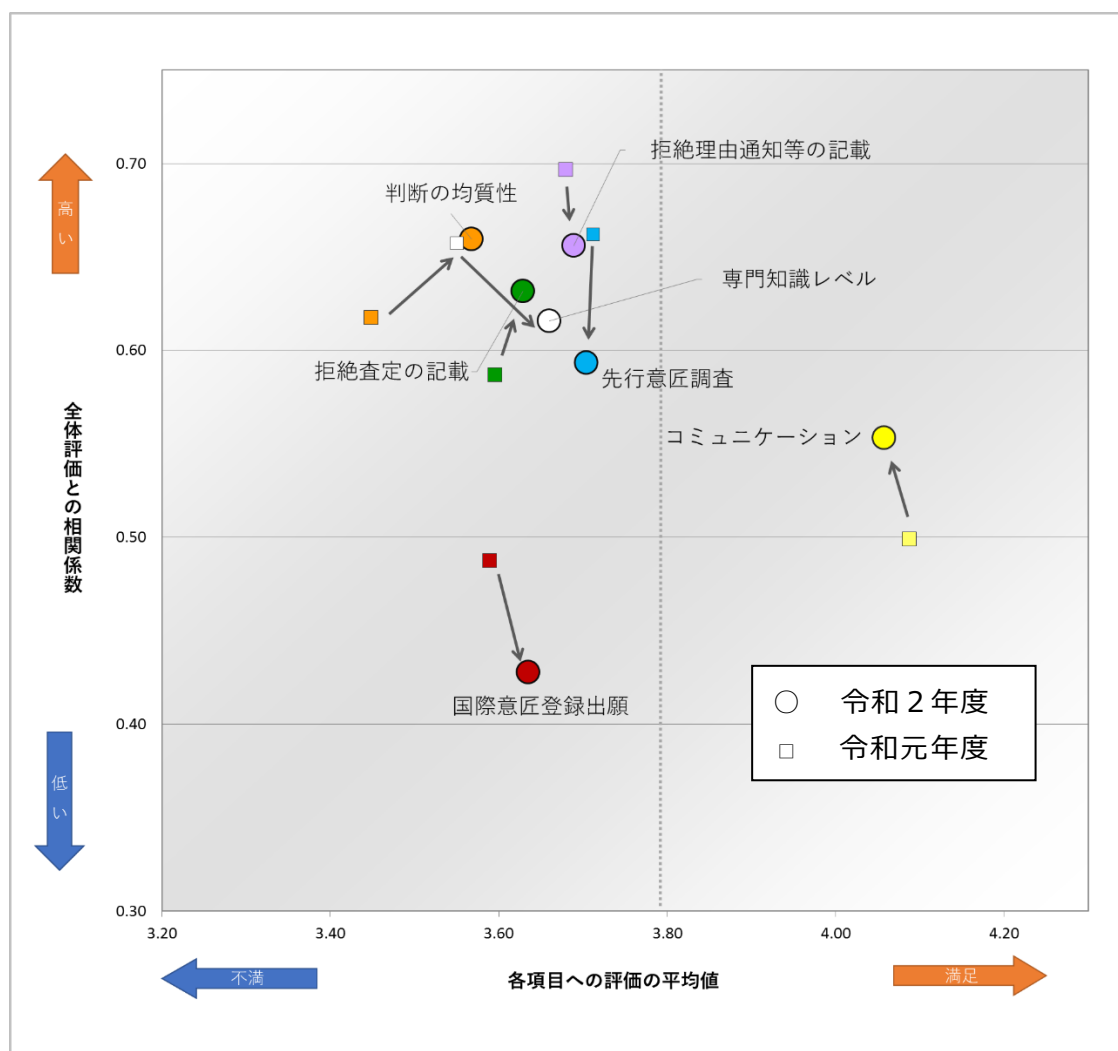


図 1 3 個別項目の評価と全体評価との相関係数⁹

⁸ 相関係数は1を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁹ この図において、上方にある項目ほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

（３）評価の向上に向けて取組むべき項目

①昨年度からの取組に対する効果

昨年度は、特に取組むべき項目として『拒絶理由通知の記載』、『判断の均質性』、『専門知識レベル』及び『国際意匠登録出願』を設定しました。

今年度のユーザー評価調査の結果、このうち『拒絶理由通知の記載』（図４）の上位評価割合が 59.7%（昨年度 56.6%）に増加しており、この項目の評価向上のために実施した「拒絶理由通知を分かりやすく記載することの審査官への周知」や、「決裁時及び品質監査における重点確認」の取組が奏功しているものと考えられます。

『判断の均質性』（図６）及び『専門知識レベル』（図８）については、いずれも、上位評価割合の増加及び下位評価割合の減少、という評価向上がみられました。過年度から継続的に取り組んでいる「改訂意匠審査基準の遵守」や、昨年度から特に注力している、業界団体やユーザーとの意見交換、各種学会・展示会への積極的な参加等といった「専門知識レベル向上のための取組」が、着実に審査の品質を高めており、これらの項目の評価向上につながったものと考えられます。

また、『国際意匠登録出願』（図１０）は、この項目の調査開始以来、評価向上が続いており、今年度も上位評価割合が 57.1%（昨年度 49.2%）と大幅に増加しました。この理由として、実施を継続している「起案前における決裁者との全件協議」等の取組のみならず、令和元年５月の意匠法施行規則の改正とそれに伴う意匠審査基準の改訂によって、願書及び図面等の記載要件や審査運用に関する大幅な見直しを図ったことの効果が大きいものと考えられます。

そして、今年度調査の結果、全体評価（図１）に関する上位評価の割合について 64.4%（昨年度 59.1%）と調査開始以来最も高い評価が得られたことは、上述した取組や、制度改正及び審査基準改訂等に伴う審査運用が令和元年度の審査において徹底されており、ユーザーからも支持されていることを裏付けるものといえます。

②今後取組むべき項目

今年度調査の分析結果を踏まえ、全体評価に対する相関係数が最も高い『判断の均質性』及び『拒絶理由通知の記載』を、昨年度に引き続き、特に注力して取り組むべき項目として設定します。

『判断の均質性』については、従前の取組に加え、令和２年４月１日に施行された改正意匠法（以下、改正意匠法）が適用される出願についても審査運用ルールの遵守徹底を図るべく、以下の取組を行います。

- ・令和元年度、令和２年度の改訂意匠審査基準の遵守
- ・改正意匠法に基づく新たな意匠（画像意匠、建築物意匠、内装意匠）の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施

『拒絶理由通知等の記載』については、昨年度の取組が奏功して評価が向上しており、今後新たに意匠制度ユーザーとなる出願人が増えることも想定し、誰にとっても分かりやすい、充実した内容の拒絶理由通知の起案を目指して、引き続き以下の取組を行います。

- ・ 創作非容易性の判断における証拠の確実な提示や、類否判断の根拠を分かりやすく記載すべきことの審査官への周知
- ・ 拒絶理由通知の決裁及び品質監査における重点確認の実施

また、『面接・電話等における審査官とのコミュニケーション』についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に十分留意しつつ、従前と遜色ないコミュニケーションを図ることができるよう、以下の取組を行います。

- ・ テレビ面接等の手段の活用による、出願人の求めに応じた面接審査の原則全件実施

5. 今後のユーザー評価調査に向けて

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの御指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映させることを目的として行っています。今後も、皆様の御意見をよりの確に把握するため、評価をいただく対象者の選定方法をはじめ、設問の構成や調査票の形式等、調査手法について、引き続き改良を行います。

また、自由記入欄に記入いただいた調査対象案件に関する御意見・御要望については、その内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させ、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心から感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザー参画による品質評価の取組を実施し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

(付録) 令和 2 年度調査票



【意匠】 意匠審査全般の質について（１／２）						
次の【１】～【２】の問いに、最近（１年程度）の意匠登録出願のご経験(審判は含みません)に基づいてお答えください。 *ご回答の際、内容について代理人にご相談いただいてもかまいません。						
【１】 意匠審査の質一般について						
１．最近(１年程度)の意匠審査全般の質（審判を除く）について、どのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満						
２．最近（１年程度）の意匠審査の質に関し、各項目（１）～（６）の評価についてお答えください。【必須】 やり取りを行った経験がない場合には「やり取りを行った経験がない / わからない」をチェックしてください。						
（１）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ (新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（２）拒絶査定の記載の分かりやすさ (出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（３）判断の均質性 (審査官間、物品分野間等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（４）サーチ（先行意匠調査）の的確性 (サーチ範囲、参考文献の過不足等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（５）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル (意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（６）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション (対応時の審査官の印象、態度等)	☐ 満足	☐ 比較的満足	☐ 普通	☐ 比較的不満	☐ 不満	☐ やり取りを行なった経験がない / わからない
（１．及び２．に関する自由記入欄）						
３．最近（１年程度）のハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願に対する我が国の審査全般の質について、どのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満 ☐ やり取りを行なった経験がない / わからない						
（３．に関する自由記入欄）						

【意匠】意匠審査全般の質について（２／２）

４．意匠審査の質に関し、次の各観点からそれぞれ偏れている（または望ましい）と感じる庁があればチェックを入れてください（複数庁を選択可）。

*特に偏れていると感じる庁がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。

*審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど出願経験がない庁は、「（０）この庁に意匠登録出願した経験がない／わからない」をチェックしてください。

*JPO＝日本国特許庁、USPTO＝米国特許商標庁、KIPO＝韓国特許庁

	JPO	USPTO	KIPO
（０）この庁に意匠登録出願した経験がない／わからない	☐	☐	☐
（１）実体審査の実施	☐	☐	☐
（２）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ	☐	☐	☐
（３）拒絶査定記載の分かりやすさ	☐	☐	☐
（４）判断の均質性	☐	☐	☐
（５）サーチ（先行意匠調査）の的確性	☐	☐	☐
（６）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐
（７）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐

（４．に関する自由記入欄）

【２】その他、追加のご意見・ご要望がございましたら、下記の自由記入欄にご記入ください。

[調査票選択画面に戻る](#)

[確認画面へ](#)